

毎月 11 日は

# 防災を**考**える日



令和 2 年 1 1 月号

## 「11 月 5 日は『津波防災の日』です」

### ■ 津波防災の日とは？

平成 23 年の東日本大震災では、東北地方の太平洋沿岸を襲った津波によって多くの人命が失われました。これを受けて、津波から国民の生命を守ることを目的に「津波対策の推進に関する法律」が制定され、その中で毎年 11 月 5 日が「津波防災の日」と決められています。

### ■ 津波防災の日の由来

11 月 5 日は、江戸時代（1854 年）に中部地方から九州地方の太平洋沿岸に大きな津波被害をもたらした、『稲むらの火』のモデルにもなった安政南海地震が発生した日にちなんだものです。



【「みんなで減災」(内閣府防災情報のページ)を加工して作成】

### ■ 防災基礎クイズ

Q 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発令される警報は何でしょう？

毎月 11 日は「防災を考える日」です。

震災の教訓や災害への日頃の備えなどについて、家庭や学校、職場、地域などで話し合ってみましょう。

### ■ 問い合わせ先／気仙沼市総務部危機管理課防災情報係

☎:0226-22-3402 FAX:0226-22-1467 E-mail:kikikanri@kesenuma.miyagi.jp

(防災特別要: 緊急)